

令和7年5月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	73	73											146
問い合わせ	2	1											3
要望	0	0											0
計	75	74	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	149
(前年度計)	(68)	(62)	(61)	(88)	(61)	(76)	(66)	(65)	(73)	(61)	(51)	(79)	(811)

多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	3	6											9
(前年度)	(5)	(4)	(7)	(2)	(5)	(2)	(3)	(7)	(2)	(3)	(3)	(2)	(45)

年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	2	2											4
20歳代	5	7											12
30歳代	6	8											14
40歳代	3	10											13
50歳代	17	11											28
60歳代	10	12											22
70歳以上	21	15											36
その他・不明	11	9											20
計	75	74	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	149

今月の相談事例

SNSにしわ取りクリームの広告が出ていた。2980円と安価で定期縛りなしと書いてある。商品が届き、コンビニから支払いを済ませたら、次回発送予定日のお知らせというメールが届いた。業者のホームページをよく見ると、次回発送の10日前までに解約の連絡をするように、2回目以降は11780円と書いてあった。だが、注文時には気付かなかった。業者に電話をかけると、規約に同意して購入手続きをしている、初回のみ購入の場合は定価との差額8800円を払うか、2回目まで購入するかのどちらかだと言われてしまった。

センターからのアドバイス

化粧品やサプリメントなどの定期購入は、依然として多く受けている相談事例の一つです。広告にある定期縛りなしというのは、回数の縛りはないが解約を申し出ない限り購入は続くという意味です。注文の最終確認画面に、定期購入の各回の分量・総分量、2回目以降の代金・支払総額、代金請求時期・支払方法、各回の商品発送時期、解除に関する事、申込期限(期限のある場合のみ)が記載されていないことはありません。注文確定をする前によく確認しましょう。また、規約を読まずに「同意する」にチェックをしないようにしましょう。